

第12回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月6日（月）午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員15名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 石井清治
 - 2番 石渡正明
 - 3番 佐久間勝史
 - 4番 花澤一弘
 - 5番 繁田俊彦
 - 6番 山寄和雄
 - 7番 大野雅弘
 - 9番 大越久雄
 - 10番 中山雅夫
 - 11番 田中幸一
 - 12番 渡邊美代子
 - 13番 根本雅史
 - 14番 山口壹弘
 - 15番 注連野千佳代
 - 16番 増田勉
- 5 欠席委員 なし
- 6 出席事務局職員 4名
 - 斉藤事務局長
 - 鈴木主幹
 - 山田主査
 - 高橋副主査

◎開 会

令和5年3月6日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中、ありがとうございます。今週からWBCも開幕ということで世の中が大いに盛り上がっているようでして、メジャーに行って何年もたっている方などはとても頼もしくて、私としてもとても参考にさせていただき、年は私よりも、もう大分若いのですけれども、参考にさせていただきたいなと思ってニュースなどを見ております。

作業のほうも忙しくなってきましたので、皆さん、体には気をつけて頑張ってください。

それでは、始めさせていただきます。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、15名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

14番、山口壹弘委員、16番、増田勉委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページと2ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が新規就農

のため、市内在住の個人が所有する農地について、使用貸借権の設定をしようとする案件です。貸借期間は、10年間です。

譲渡人は、譲受人の申出を受け、農地を貸借するとのことでした。

譲受人は、耕作上の都合がよいことから、使用貸借権を設定しようとするものです。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、飯富地先に位置する農地6筆です。

総会資料2ページから7ページに農地法第3条による許可申請書、8ページから15ページに営農計画書を添付しております。

本件は新規就農であることから運営委員会案件となっており、運営委員会において経営計画等について審査をしていただいております。

農地法第3条の許可基準ですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営農地はありません。

農機具等については、トラクター、農用車を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、延べ180日従事する計画となっており、基準の150日以上従事する要件を満たしております。

下限耕作面積要件については、使用貸借権設定の許可が得られると61アールとなり、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

総会資料16ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

山口運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（山口壹弘君） 山口です。先月の28日に運営委員会を開きまして、飯富のほこりが舞い立つ中に行きまして、収穫している最中に行ったのですけれども、新規就農者という人に会ったのですけれども、その人はずっともう5年間ぐらいそこで働いているという感じなのです。手伝っているというか、働いているというか、やっているみたいで、去年は主人が作業できなくて自分たちでやりましたということを行いました。それで、いろいろ経験していて、もうキャベツやっているのですけれども、キャベツのことも大野さんより知っているような話をしていました。仕事というか、何で手伝っているところの人の土地を借りて自分でやりたいかというのは、何でかなと考えてしまうところもありましたけれども、新規就農してやりたいという意欲だけは感じられましたので、運営委員会としてはどうかなと思ったところもありましたが、採決し

た結果、全員一致で許可すべきものと決定いたしましたので、ご審議願います。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

私からいいですか。この方は、農業作業従事日数のほうで180日になっているのですが、何かほかにお仕事されているのですか。

○運営委員会委員長（山口壹弘君） すみません、飲食業をやっているって言っていました。

○議長（注連野千佳代君） そうなのですね。

○運営委員会委員長（山口壹弘君） はい。それで昼間は時間があるから、農業をすることに。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。

○運営委員会委員長（山口壹弘君） すみません。

○議長（注連野千佳代君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） では、さっき何でこれは借りることになったかよく分からないと言ったけれども、私たまたま現地確認のときに譲渡人から話を聞きました。何かもう、一人でやっているのです、一人って、独身なのだそうです。なので、もう年もあって規模を縮小したいと言っていました。

○議長（注連野千佳代君） どなたですか。

○13番（根本雅史君） 譲渡人、貸すほうが。

○議長（注連野千佳代君） ○○さんのほう。

○13番（根本雅史君） そう、そう。○○さんのほう。

○議長（注連野千佳代君） はい。分かりました。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案2ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人が所有する農地について贈与により所有権を取得しようとするものです。

譲渡人は相続により取得したが、県外に住んでおり高齢で自身では管理できないため贈与により所有権を移転したいとのことです。

譲受人は、もともと農地を管理しており、今回譲渡人の申出を受け、所有権を取得したいとのことです。

総会資料17ページの位置図を御覧ください。場所は、下新田地先の農地4筆です。

次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。農機具等については、トラクター、コンバイン、田植機、農用車を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料24ページに現地写真を添付しております。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口壹弘委員。

○14番（山口壹弘君） 山口です。現地確認したのですが、これは、この譲受人のほうは譲渡人の農地を前から耕作しているのです、今も。だから、別に田んぼを荒らしているわけでもないし、そのまま継続という感じになってしまうわけです。でも、別に問題はないと思います。1つ、小さい区画のところは田んぼにはならないから畑にして

作付をするということになっていました。この〇〇〇〇〇さん、前は下新田に住んでいたのです。子供のところに引っ越して、だんなさんが亡くなってしまっていたので、それで、こちらの地元の人にいつも耕作してもらっていたのです。それで、もう遠いから、農地はいらないということで、こういう形になったみたいです。

以上です。よろしくをお願いします。

○事務局長（斉藤明博君） すみません。

○議長（注連野千佳代君） はい、お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） すみません、参考資料のほうなのですけれども、18ページの下の方のところなのですけれども、キャベツの下がちょんちょんという記号で、上と同じという表記になっているのですけれども、下の2筆は水稲ということで資料の訂正をお願いします。原本のほうは修正しているのですけれども、これはその前にコピーを取ってしまったので、申し訳ございません。キャベツは、〇〇〇-〇だけです。利用状況の欄、畑のところだけキャベツということで、ほかは水稲となります。失礼いたしました。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○13番（根本雅史君） では、13番、いいですか。

○議長（注連野千佳代君） はい、根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。これは、贈与する人と贈与を受ける人が名字が一緒なの、身内ですか。だから、贈与なの。

○議長（注連野千佳代君） 山口委員。

○14番（山口壹弘君） 分らないです。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（高橋敦也君） 農業委員会事務局、高橋です。譲受人に確認したところ、遠い親戚という形で、もともとお知り合いということは確認しています。

○13番（根本雅史君） はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号3についてご説明いたします。

議案3ページを御覧ください。申請内容は、市内在住の個人が市外在住の個人が所有する農地について、売買により所有権を取得しようとするものです。

譲渡人は相続により取得したが、農業経験もなく、管理もできないため、売買により所有権を移転したいとのことです。譲受人は、譲渡人の申出を受け、自宅に隣接しており利便性もよいため所有権を取得したいとのことです。

参考資料25ページの位置図を御覧ください。場所は、高谷地先の農地2筆です。

次のページを御覧ください。許可申請書等を添付しております。農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具等については、トラクター、耕耘機、田植機、農用車を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作面積が50アールを超えていることから要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

総会資料32ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、増田勉委員。

○16番（増田 勉君） 増田です。3月の1日、午後2時に事務局の高橋さんと現地のほうを確認させていただきました。近くには延命寺という地元では大きなお寺さんがあるのですが、そこから東へ少し行った辺りの農家住宅が並んでいる辺りになります。地図で見ていただくと分かるように、この物件は道付きで、この譲受人の家に入る進入路及び宅地のほうの土地に隣接している土地で、しかも、少し小さい土地なのです。現在は、現況としては作物を作っている形跡は今回確認した時点では見られませんでした。こ

の譲受人さんのほうの土地を活用して畑としても様々有効利用できるのではないかと
思います。よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については、許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議
題といたします。

議案第2号の1及び2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求め
ます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。申し訳ございません。議案のほうの表紙
を御覧いただきたいと思います。こちらの整理番号1と整理番号2が中身のほうが逆に
なっておりまして、これを1と2を入れ替えるという修正をお願いしたいと思います。
それでは、説明のほうに移らせていただきます。

初めに、議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案4ページを御覧ください。本件は、市外の個人が市内在住の土地所有者1名から
農地2筆、計175平方メートルを買い取り、専用住宅に転用しようとする案件であり、土
地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

総会資料33ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の東側、約60メ
ートル、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるこ
とから第2種農地と判断されます。

総会資料34ページから36ページに許可申請書、排水計画図、土地利用計画図を添付しております。

土地の利用計画については、2階建ての住宅を整備する計画となっております。

排水計画については、汚水、雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、前面道路側溝へ排水し、雨水についても敷地内に雨水貯留槽を設置し、オーバーフロー分は前面道路側溝に排水します。

総会資料37ページから39ページに建物平面図及び立面図を添付しております。

所有資金については、金融機関等からの借入金により賄う計画となっております。

引き続き、整理番号2についてご説明いたします。議案4ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の土地所有者1名から農地3筆、計600平方メートルを買い取り、特定建築条件付売買予定地として3区画を整備して分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

本件については2月総会にて許可相当と審査された案件ではありますが、総会後に取下届の提出があり、令和5年2月21日に申請書の再提出がなされております。

総会資料33ページの位置図を御覧ください。申請地は、整理番号1と隣接する農地となります。

総会資料40ページから46ページに許可申請書、排水計画図、土地利用計画図、販売できなかった分譲地に建築する建物平面図及び立面図を添付しております。

事業計画については、先月の申請内容と変更はございませんので、説明を省略させていただきます。

総会資料47ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。2月27日10時頃ですけれども、事務局の山田さんと現地調査をいたしました。現地は、奈良輪小の東側、60メートルぐらいのところでありまして、現地は雑草が生えておりました。周辺は、宅地が進行している地区でありますので支障はないものと思われまます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○16番（増田 勉君） いいですか。

○議長（注連野千佳代君） 16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 資料の46ページに会社の履歴事項の証明書が出ているのですが、これ見ると、一番下に社長が女性の名前載っているのですが、許可申請のところで、これはどういう意味で書いたのかしら。代表取締役で子供の方の名前が書いてあるのですけれども、これはどういういきさつなのですか。社名書いていないで、ただ代表取締役に任せているか。取締役は女性、これはみんな一緒なのですからけれども。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いいたします。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。申し訳ございません、こちら同一の代理人の方が書類を作成しておりまして、恐らく整理番号2と整理番号1をそのまま引用する際に、ご親族の方、あるいは、代表取締役というのを消し忘れになっているものと思われます。修正するよう連絡します。申し訳ございませんでした。

○16番（増田 勉君） 分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の1及び2は、別の事業計画となるため個別に採決を行います。

初めに、議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1について許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市内在住の土地所有者1名から

農地1筆、1,021平方メートルを買い取り、特定建築条件付売買予定地として8区画を整備し、分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、農地以外の土地を含んだ事業全体の面積は2,041平方メートルです。

総会資料48ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約550メートル、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されます。

総会資料49ページから53ページに許可申請書、土地利用計画図、排水施設平面図、販売できなかった分譲地があった場合に建築する建物平面図、法人の全部事項証明書を添付しております。

土地の利用計画については、住宅用地として8区画を整備する計画となっております。

排水計画については、汚水、雑排水は各区画内に合併浄化槽を設置した上、開発道路側溝へ排水し、雨水についても、各区画内に雨水抑制施設を設置し、オーバーフロー分は開発道路側溝に排水します。

所要資金については、金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが市の都市整備課において行われております。

総会資料54ページに現地写真を添付しております。

写真右手側が今回転用する農地、左手側が一体で開発する宅地となります。農地部分の道路際に碎石が入ってしまっているため、ただいま代理人を通し、撤去の指導を行っております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。2月27日10時前ですけれども、事務局の山田さんと現地確認をいたしました。現地は、袖ヶ浦市から500メートルぐらいのところでありまして、現地は草刈りはされておりました。周辺は住宅が建ち並んでおりまして、住環境は整っていることから選定をしたようでございます。周辺に支障はないものと思われまます。よろしくご審議お願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

本件は、市外在住の個人が市内在住の個人の所有する農地1筆を売買により取得し、専用住宅に転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

総会資料55ページの位置図を御覧ください。申請地は長浦小学校の東側、約1.1キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

資料56ページから62ページに許可申請書、土地利用計画図、給排水計画図、求積図、建物立面図及び平面図を添付しております。

土地利用計画としては、申請地に2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理の後、東側道路の既存側溝へ排水し、雨水については雨水浸透ますにて自然浸透させ、オーバーフローした雨水は東側道路の既存側溝に排水する計画となっております。

なお、今回の申請においては転用面積が登記上で571平方メートルとなり、県事務指針に定める住宅への転用面積の限度である500平方メートルを超過しておりますが、土地利用計画図にありますとおり、道路擁壁及びのり面が農地内に含まれており、実際に利用可能な面積は求積図のとおり442平方メートルと500平方メートル以内に収まるため、許可に支障がないことを君津農業事務所に確認済みです。

所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金により賄う計画となっております。

総会資料63ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、根本雅史委員。

○13番（根本雅史君） 13番根本です。2月22日の9時半から事務局、山田さんと現地確認をしてまいりました。55ページの位置図を見ていただくと、見ると分かると思うのですが、この辺一帯はもともと谷津田だったので、浜宿団地と平成通りができるときに造成しましたので、田んぼとしては、もう残せなくなりまして、その後、もう盛土をして現在に至っている。そういう土地です。その土が黒土ではありませんので、何か野菜を作るにしてもあんまり向いていないような土地ですので、しかも平成通りに面していますから住宅に転用しても問題ないというふうに考えます。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の5から7については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第2号の整理番号5から7についてご説明いたします。

議案5ページから6ページを御覧ください。本件は、市内在住の個人が市内在住の個人3名の所有する農地4筆について賃貸借権を設定し、譲受人が経営するイチゴ体験農

園の駐車場用地として整備しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

総会資料64ページの位置図を御覧ください。申請地は、姉崎袖ヶ浦インターチェンジの南側、約1.3キロメートルに位置し、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

総会資料65ページから73ページに許可申請書、土地利用計画図、数量算定根拠を添付しております。

土地の利用計画については、土地利用計画図のとおり、乗用車27台及び大型バス2台を駐車する計画となっております。69ページにありますとおり、申請地は既存駐車場に隣接する農地となっております。切土盛土については既存駐車場を含んだ区域内での整地のみとなるため、埋立ての申請は不要とのことで担当課に確認済みです。

排水計画については汚水、雑排水の発生はなく、雨水は場内で自然浸透する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

総会資料74ページ及び75ページに現地写真を添付しております。74ページ下の写真右手奥の車が駐車している高い部分が既存駐車場で、左手奥が申請者の経営するイチゴ農園となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、大野雅弘委員。

○7番（大野雅弘君） 7番、大野です。先月の28日、運営委員会後、事務局の斉藤さんと山田さん、3人で現地のほうを確認してきました。現場は、鴨川線姉崎方面に向かって滝ヶ沢団地の下になります。駐車場自体は、今回申請上がっているところは3か所。69ページの地図で見てもらうと、ほとんどこれは段差がないように見えますけれども、かなり段差が強いところで駐車場を仕上げるときにフェンスか何かなければ、かなり危ないところになります。今アクセルの踏み間違いとかという事故が結構頻繁にあるようなものだけれども、そういうの、フェンスとか設置していただいて、安全に駐車スペースを設けられるようにできればなと思っています。地図で見ると本当にすぐ脇っていうような感じなのですが、ハウスのすぐ脇とかって感じになりますけれども、段差はかなりきついです。イチゴ園自体、すぐ通りの脇でお客さんもかなり入っているようなので、駐車場のスペースも少なくなっている状態が見られます。安全のほう確認してくれれば問題ないと思いますので、審議のほうよろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。許可申請書を見ると、これって賃借権の設定なのですけれども、5番の資金調達についての計画のところ、土地代金10万円になっているのです。これはどういう意味ですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。こちらの転用に伴う給付、その他についてですが、4番のところ、この申請者の方に対して払うのがこの金額であると、つまり4万円であると。下の資金調達についての計画が、これは事業計画全体のものになりますので、このまま65ページ、66ページ、67ページの4の転用に伴う給付の部分を見ていただくと、それぞれ4万円、4万円、2万円、合計が10万円なので、事業計画全体としては土地の賃借料全体が10万円となるので、要は全体と個別申請部分と分かれていますので、その見た目上の数字が少しずれているように感じるという形になります。

○13番（根本雅史君） 賃料ということですね。

○事務局（山田尚史君） 賃料です。はい。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第2号の5から7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の5から7については、許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

議案第3号の1から6については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号1から6についてご説明いたします。

議案7ページから9ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地13筆、6,742平方メートルを賃貸借し、申請地に隣接した農地以外で行われる土砂等の埋立てに伴う特定事業及び隣地開発事業に必要な調節池及び覆土置場用地として平成30年2月26日付で4年間の一時転用許可を受け、その後、令和4年4月28日付で1年間の一時転用期間延長についての計画変更承認を受けた案件でございます。

今回の申請は、期間を再度1年間延長しようとするものです。

総会資料の76ページの位置図を御覧ください。申請地は、長浦さつき台病院の東側、約2.3キロメートル、久保田保育所の東側、約540メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内であることから、第1種農地と判断されます。

計画変更の内容については、特定事業は完了しましたが、排水施設の設置と植林未完了のため林地開発が1年延長となったことに伴い、安全性を保つため調節池を残すよう指導があったことから、工事期間を変更しようとするものです。

総会資料77ページから89ページに許可申請書、理由書、土地利用計画図、変更後の行程表、林地開発行為の変更届、特定事業場終了届確認結果通知書、現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1から6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1から6については承認相当と決定いたします。

◎議案第4号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第4号についてご説明いたします。

議案10ページを御覧ください。農業委員会は、農地法第52条の規定に基づき、毎年、市内農地の賃借料の平均額を提供しています。

次に、議案11ページの議案第4号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報を御覧ください。令和4年中に結ばれた法令に基づく契約の賃借料の平均額は、田の部が10アール当たり5,000円、畑の部が10アール当たり9,700円となっております。

提供方法につきましては、総会にて賃借料情報の承認を受けた後、農業委員会のホームページに掲載してお知らせいたします。

説明は以上となります。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。採決をいたします。

議案第4号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については提案のとおり提供することに決定しました。

◎議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正（案）についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針改正（案）について説明いたします。

農業委員会に関する法律第7条において、農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法について指針を定めることとなっております。今回の改正につきましても、農林水産省より令和5年4月に施行される法改正に合わせた指針の修正を行うようにとの通知があったことにより全面改正となります。

なお、目標については、農業委員、農地利用最適化推進委員の改選期に合わせ3年ごとに検証、見直しを行います。

今回の見直しについては、事前に農業委員及び農地利用最適化推進委員に指針（案）を配付し、2月28日を期限に指針（案）について意見や修正を求めましたが、期限までに意見、修正等がなかったことから、指針については原案のとおりですので、説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） この遊休農地の割合を、8年か9年の目標設定をしているわけですが、この3%ぐらい減るといふ根拠といふのは何になっているのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） こちらの計画の案でございますが、平成30年3月以降の対象面積を考慮しまして、毎年度3ヘクタール解消することを目標としておりました。それで、今回、従来の3ヘクタールと見込んでおりました、農林水産省において……

○16番（増田 勉君） 大体分かりまして、ありがとうございます。

○事務局（鈴木良宏君） すみません。

○16番（増田 勉君） 過去の実績をにらんで、これぐらいにしたいなという目標ということですね。

○事務局（鈴木良宏君） そうですね、過去の目標に応じてという形になります。

○16番（増田 勉君） ありがとうございます。

○事務局（鈴木良宏君） すみません。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 根本です。この今議案になっている文書というのは、これは公表される文書だというふうに考えていいですか。このまま公表されてしまう。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） このものについて公表いたします。この案が承認されましたら、これらのとおり公表いたします。

○議長（注連野千佳代君） よろしいですか。

○13番（根本雅史君） はい、いいです。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

13番、根本委員。

○13番（根本雅史君） 根本です。では、まず1点目ですけれども、13ページの上から4行目、それから、その下にも同じ「特に、」の後に出てくるのですけれども、これは「平地と中山間が混在しており」って書いてあるのですけれども、「中山間地」って「地」は入らないのですか。中山間ということ。平地と中腹部あるいは中山間地といいますよね。

○事務局長（斉藤明博君） 修正させていただければと思います。

○13番（根本雅史君） はい。では、その下にも「特に、」の次も同じ、「中山間」ではなくて「中山間地」ですよね。

それと、14ページの（2）の①、ここの文章がよく分からないのですけれども、まず①の農地の利用状況調査と利用意向調査の実施についてというところのすぐ下の丸ですけれども、ここが、この文章は主語がないのです。誰がやるのかというのはよく分からないのですけれども、もしかして、これは「推進委員の担当地区ごとに事務局と共に調査し、」というのは、「推進委員は」ではないですか。誰がやるのですか、これは調査。事務局と共に調査するのは。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局と共に調査するのは農地最適化推進委員になります。

○13番（根本雅史君） ですよ。

○事務局（鈴木良宏君） はい。

○13番（根本雅史君） そしたら、最初は「推進委員は」のほうがいいのではないですか。

推進委員は、（点）、担当地区ごとに事務局と共に調査し。

○事務局（鈴木良宏君） はい。

○13番（根本雅史君） また同じような文章が、また下にも出てくるのです。この丸のところから9行目「推進委員の担当地区ごとに」というのがまた出てくるでしょう。そこも「推進委員は」ですよ。

○事務局（鈴木良宏君） 「推進委員は」ですね。

○13番（根本雅史君） はい。

○事務局（鈴木良宏君） 2か所修正をさせていただきます。

○13番（根本雅史君） はい。それと、その前に、「なお、従来から農地パトロールの中で行っていた」という文章が2回出てくるのですけれども。最初の段階のところ、利用状況と利用意向調査、それぞれの調査時期については、この通知に基づき実施するという、その下に「なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止」、そこのところ2回出てくるのです。これは、今重複しているのですか。それとも、これは正しいのですか。間違っただけで重複してしまったのか、それとも、これは意味がある繰り返しのことなのかというようなことなのでもう一度確認をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） こちらのほうは、通常のパトロールとは別にやりますので、こちらのほうの文章のほうも記載させていただきます。

○13番（根本雅史君） 何か、これ間違っただけで重複したような感じがするのですけれども。

○事務局（山田尚史君） 同じ言葉が完全につながって、連続して出てくるので。

○事務局長（斉藤明博君） これは、申し訳ございませんでした。完全に事務局でのチェックが足りませんでした。失礼いたしました。下のほうを削除させていただきます。

○13番（根本雅史君） 要らないですよ。

以上です。ありがとうございました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに討論、ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

事務局のほうも、度々いろいろちょっとしたミスがあるようなので、気を引き締めて

業務に当たってください。お願いします。

○事務局長（斉藤明博君） 申し訳ございませんでした。

◎議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認についてを議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の承認について、議案19ページについてご説明いたします。

議案第6号、19ページ、令和5年度最適化活動の目標の設定等でございます。最適化活動の目標については、令和5年2月の農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、毎年度3月末までに翌年度の活動計画の目標を設定し、4月末までに知事に報告するとされていることから、令和5年度最適化活動の目標について承認を求めるものです。

なお、括弧で囲まれた数値については、年度途中のため集計が済んでいません。今後、数値が確定次第、修正し県へ報告いたします。

議案20ページを御覧ください。Ⅰ、農業委員会の状況についてです。1 農業委員会の現在の体制及び2 農家農地の概要につきましては、現時点における農業委員会の体制、農地面積や農家戸数等の状況を記載しております。

次ページを御覧ください。Ⅱ、最適化活動の成果目標、（1）、農地の集積のこれまでの集積面積は、令和3年度の数値ですが、令和4年度の集計ができましたら変更いたします。

②の目標年度、集積率は、千葉県が平成28年（2016年）4月に定めた目標となります。平成28年度にかかってつくられた数値でございます。新規集積面積については、（2）、ア、遊休農地の解消と関連がありますので、続けて説明させていただきます。

（2）、遊休農地の解消についてですが、①は令和3年度に実施した農地利用状況調査の結果であり、②の目標ア、既存遊休農地の解消については、令和3年度の利用状況調査において、a、緑区分の農地「利用されておらず荒廃度が低い（トラクター等で耕起すればすぐ利用可能な）農地」と判断した145ヘクタールの農地について、令和8年度を目標に5年間、毎年5分の1ずつ、年間29ヘクタール解消することを目標として設定するとされていることから、（1）、②の今年度の新規集積面積の目標値と同じになります。

また、b区分黄色の農地は「利用されておらず、荒廃度が中度（トラクター等で耕起

できない状態だが重機と併用なら可能)の農地」で、令和3年度の調査により判定した68ヘクタールの農地についてですが、「県、市、農地中間管理機構等と協議して基盤整備事業の実施により解消のための行程表を策定することを目標とする」こととされております。

イの新規発生遊休農地の解消については、前年度調査で新たに発生したa区分の遊休農地について「当該年度内で解消する」ことを目標とするということになっておりまして、変更はございません。

(3)の新規参入の促進につきましては、令和4年度の参入者は4経営体、農地面積は3ヘクタールの見込みです。新規参入者の目標については、新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が平成28年度から平成30年度までの各年度においての権利の設定及び移転が行われた農地の面積(農地法第3条第1項の規定による許可及び基盤強化法第19条の規定により公告があった農用地利用集積計画の定めるところによる権利の設定または移転に限る)とされているものの平均の1割以上を目標とすることを設定することとされているため、前年度と同じ数値になっております。

2最適化活動の活動目標についてですが、(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、月に6日以上を目標としております。農地利用最適化推進委員の業務については、遊休農地の解消に重点が置かれております。

(2)、活動強化月間の設定目標についてですが、②、活動強化月間の設定は、毎年度、活動強化月間として3か月以上を目標として設定するとされていることから、意見交換会に合わせて外部講師を依頼し、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進についてをテーマとし3回研修を実施する予定です。

(3)、新規参入相談会への参加についてですが、農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するものとするとのことですが、千葉県、袖ヶ浦市においては新規参入相談会を実施しておりませんので、君津地域農林業振興普及協議会が主催する千葉県新規就農者育成研修会等に参加する予定です。

以上のように、令和5年度における最適化活動の目標を作成しましたので、ご意見などありましたらお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

では、私からいいですか。これは、目標の29ヘクタールというのは、おおむね達成で

きそうな数字なのでしょう。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。こちらのほうは、あえて目標とする面積とされておりまして、そこまでの解消のほうは極めて困難な状況にありますが、あくまでも目標であり、我々としては、目標面積があつて、それを解消するよう努めてまいります。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。こちらにつきましては5年間をかけて解消することということで目標設定されているところですが、一応、前年度から令和4年度に関しては、現在のところ集計の結果ですと、おおむね解消はできそうなものであると。見込みです。来年度以降につきましては、来年度の利用状況調査の結果などを見ながらの形になりますので、現在のところは未確定なところではありますが、最終的な目標値としては、県のほうから、このような結果で行うようにという部分もありますので、そのように設定させていただいております。

○議長（注連野千佳代君） ちなみに、これは145ヘクタールという数字、ここには、これは1種農地だけではなくて、2種農地の遊休農地も含まれているということですか。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。それにつきましては、21ページの（2）の遊休農地の解消の現状及び課題のところ、こちら令和3年度の結果になってはいますが、遊休農地面積全体が213ヘクタールで、緑区分というのが1号遊休農地a、黄色区分というのが1号遊休農地bという形になっています。ですので、aのほうはまだ比較的荒れていない状況になっておりますので、こちらの緑区分のものについて5年以内に解消するという形になっています。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。

○14番（山口壹弘君） ちょっといいですか。

○議長（注連野千佳代君） はい。14番、山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。これは、解消された農地というのはどうなっている。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。令和3年度から令和4年度に関してというお答えですと、やはり耕作または保全管理状態、要は草などを日々刈ってきれいにしていただいて、周りの方には迷惑がかからないようにしていただいたものがほとんどとなっております。

○事務局長（斉藤明博君） 地目変更と農地転用とか。

- 事務局（山田尚史君） あとは、地目変更、または、それこそ総会にかけて転用などされたところに含まれておりますので、その辺りは場所によっていろいろというような。
- 14番（山口壹弘君） はい。
- 議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。
- 16番、増田委員。
- 16番（増田 勉君） 1つ教えていただきたいというか、21ページの（2）の遊休農地の解消の枠取りしたところの課題というところに、高齢化と労働力不足が、後継者不足等が課題だというふうな記載になっているのですが、何かこれだけではなくて、現状の農家で一番の課題は、特に米なんかは、もう、ほかのものにかかる費用と米の値段というものをやると赤字になるという、そういう構造的な問題があるのではないかと思うのですが、ここにはあえて農業委員会としては、こういうものはタッチしないということですか。
- 議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。
- 事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。こちらについては、もう課題のところは何を入れるかというものが明確、それを入れてはいけないというものはございませんので、もちろん、よろしければ、経費の増大及び米価の低迷という一文も付け加えさせていただきます。
- 14番（山口壹弘君） 米だけではないものな。
- 議長（注連野千佳代君） やっぱり農産物価格ですね。
- 事務局（山田尚史君） すみません。
- 16番（増田 勉君） ありがとうございます。そうすると、農業委員会の立ち位置が少しずつ変わってきて、そういうのを改善する、農業委員って、今まで1年間感覚的には農地を保護みたいな部分が何か主体になっていて、農家というその事業者とか所有者を助けてあげるとか保護するという側面はあんまり感じられないような何か気がするのです。この赤字とか経費増大とか、その部分になると、目線を農業委員会の立ち位置ではなくて、何か市のほかの部署の部分と、もっともっとタッチしなければいけないのではないかというような部分がありますけれども、私、一回何かの説明会か何かでほかの部署の人が来たときに話したことがあったのですが、農業委員会は農業委員会だけでこういう成果目標を立てて課題をやっても、それをやる人が農業委員会でなければ、何も方向性として最適化委員つくったって、農業委員つくったって解決することではないので、農業委員会としては、その現状を課題等を見つけてあげる。それを解決するところと連携するというようなところが、何かもう少しプラスアルファしていかなければ。これは、あくまでも意見です。特にこうしなければいけないということではないのですが、そう

いったことが少し、何かこう数字並べただけみたいなようなイメージがあるので、今後、今年度はこれでよろしいのではないかとと思いますが、次年度以降、また少しずつその辺の全体のことを考えた中の農業委員会みたいな。農業委員会からよその部署との連携みたいなのか、その辺もう少し深掘りしていかなければならない時期が来ているのではないかなということをお話しただけですので、この議題を修正する必要はございません。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 局長。

○事務局長（斉藤明博君） ご指摘ありがとうございます。この項目につきましては遊休農地の解消という項目になっておりますので、農業を営まれている方へのそういった経営の支援といったものについてを書くと、それが遊休農地の解消の課題なのかといったご指摘をいただいでしまう可能性もあるので、ここはシンプルに担い手がだんだん減ってきてしまっているのも農地が荒れ始めているということにつなげていっているところになります。今いただいたご意見等につきましては、農林振興課のほうの支援策等々、それを広く知っていただくような連携体制等は、今後別の形でやっていく必要があるのかなと思いますので、また、支援策等についてもご意見があったということで農林振興課のほうにもお伝えさせていただければと思います。

○16番（増田 勉君） ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。採決をいたします。

議案第6号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号。すみません、1時間以上経過してはいますが、休憩を取らなくて、あと少しなので進めてしまってよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎議案第7号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦について

○議長（注連野千佳代君） では、議案第7号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてを議題とします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第7号 袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会委員の推薦についてご説明させていただきます。議案23ページ及び90ページをごらんください。

議案23ページ、資料90ページになります。現在農業委員に1名の欠員が生じておりますことから、ホームページなどを通じて公募を行いましたところ、1名の応募がございました。農業委員の選考に当たりましては、公正性、透明性の確保から、袖ヶ浦市農業委員等候補者評価委員会の設置がなされるところでございます。この候補者評価委員会の委員につきましては、前回の推薦後に農業委員の改選がございましたことから、同委員会運営要綱第3条第1号の規定により、農業委員から2名の推薦を改めて推薦していただくものでございます。

説明は以上です。

○議長（注連野千佳代君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） これ今のだと説明が。足しますと、こちら事務局の説明では農業委員の中から評価委員を2名推薦することとなっておりますけれども、人選に当たって、まずは立候補からお聞きしたいと思います。ご異議ございませんか。いいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 異議ないものと認めます。

それでは、立候補を伺います。立候補ございませんか。どなたかいらっしゃいませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 立候補はないようですので、推薦をいただきたいと思いますが、どなたか具体的な推薦者についてご意見のある方はおられますか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 増田です。事務局のほうで何かお考えとか、案というのがあったらお話しただけませんかでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。前回につきましては、会長及び運営委員長をということで2名推薦させていただいておりますが、現在、市議会の開催期間中でございますので、議会への出席及び一般質問対応などございますので、一つの案といたしまして、会長職務代理者である6番、山寄委員と農業に精通し、運営委員会委員長を務めている14番、山口委員さん2人が評価審査委員にふさわしいかと思っておりますので、事務局案として提案させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 分かりました。ただいま事務局より山寄会長職務代理と山口運営委員会委員長を推薦する提案がございましたけれども、ご異議ございますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 山寄職務代理、よろしいでしょうか。

○会長職務代理者（山寄和雄君） いいです。

○議長（注連野千佳代君） それでは、農業委員会としてお二人を推薦することといたします。よろしくをお願いします。

お忙しいとは思いますが、よろしくをお願いします。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚久君） 事務局の山田です。袖ヶ浦農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案24ページを御覧ください。今回報告する案件は、令和5年1月1日から1月31日までに専決処理した案件となります。協議報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出は1件でございました。

今回の報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） ありません。

本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第12回農業委員会総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後3時20分 閉会